

議 第 四 号

仙台市議会議規則の一部を改正する規則（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百九条及び仙台市議会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

令和三年六月十八日

提 出 者

議会運営委員会 委員長 加藤 和彦

仙台市議会議長

鈴木 勇治 様

## 仙台市議会会議規則の一部を改正する規則

仙台市議会会議規則（昭和三十四年仙台市議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「出産」の下に「、配偶者の出産補助、育児、看護、介護」を加え、「事故」を「やむを得ない事由」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 理 由

多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から欠席の事由に係る規定の整備を行うため、現行規則の一部を改正する必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。